避難指示区域内の活動

# 避難指示区域の設定について

2011年４月22日時点
（事故直後の区域設定が完了した時点）

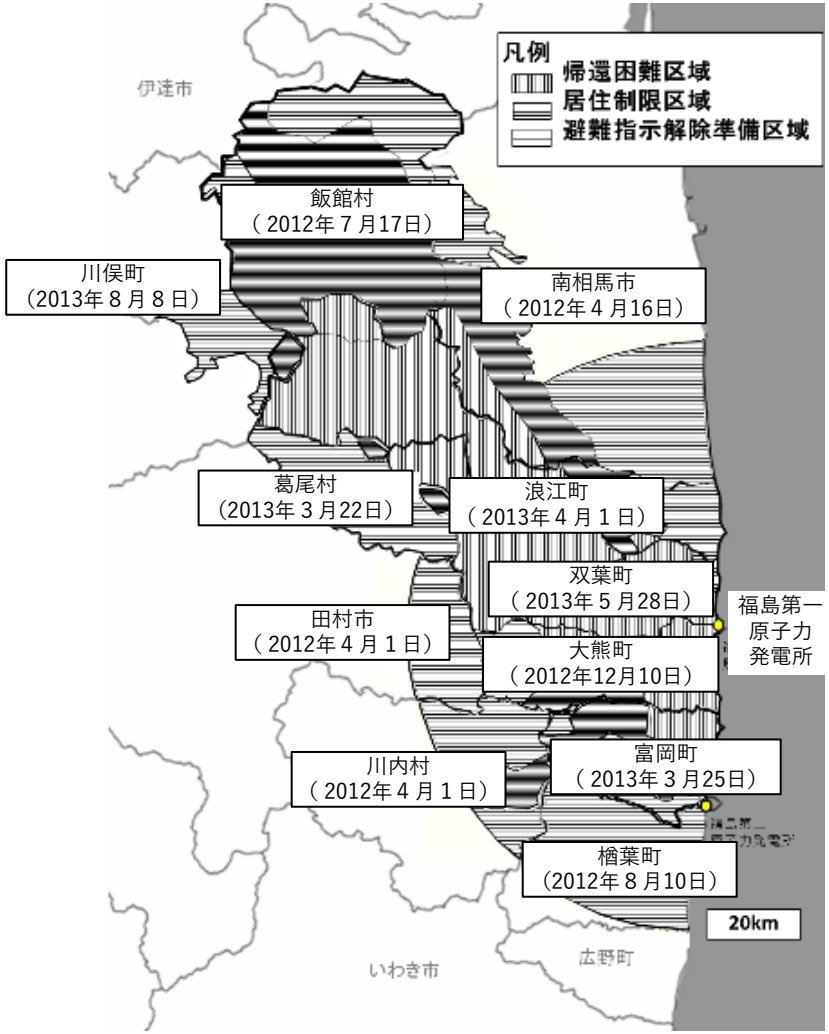


2013年８月時点
（区域の見直しが完了した時点）
※括弧内の日付：区域見直しの施行日

第15回原子力災害対策本部（2011年５月17日）、第31回原子力災害対策本部（2013年８月７日）等 より作成

避難指示区域内の活動

# 警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について

| 2011年４月22日以降<br>事故直後の区域設定 | 2012年４月以降<br>原子炉の冷温停止確認後 |
|---|---|
| **警戒区域**<br>発電所から半径20km圏内。同区域は2011年３月12日に避難指示区域に設定されている。 | **避難指示解除準備区域**<br>年間積算線量20mSv以下（※）となることが確実であることが確認された地域。 |
| **計画的避難区域**<br>発電所から半径20km以遠の、事故後１年以内に20mSvに達するおそれのある区域。 | **居住制限区域**<br>年間積算線量20mSv超（※）のおそれがある地域。 |
| **緊急時避難準備区域**<br>発電所から半径20km以上30km圏内のうち、計画的避難区域以外の区域。2011年３月12日に屋内待避地域に設定。 | **帰還困難区域**<br>事故後６年後も年間積算線量20mSv超（※）のおそれのある年間積算線量50mSv超（※）の地域。 |

（※） 第４次航空機モニタリングの結果を2012年３月31日に補正した線量データに基づく

避難指示区域：
原子力災害対策特別措置法第15条第３項に基づく避難指示のあった区域。計画的避難区域及び発電所から半径20km圏内から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へ見直しを行った。

警戒区域：
原子力災害対策特別措置法第28条第２項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第１項の規定に基づく立入り制限等が設定された区域。

原子力災害対策本部「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（2011年12月26日）より作成